

犬の登録・狂犬病予防注射済票の電子申請

はじめに

犬の飼い主は、狂犬病予防法第4条に基づき、生後91日以上の子犬を飼い始めてから30日以内に市へ登録することが義務付けられています。また、同法第5条により、犬には毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせ、その注射済証を市に提出する必要があります。

事前に準備していただくもの

クレジットカード

※犬の登録・注射済票（※以下「済票」）交付申請の決済に必要です。

動物病院で交付された注射済証

※済票交付申請に必要です。

ピンク色のハガキ

※済票交付申請の手続がスムーズにできます。

お家で申請できるようになったよ！



申請の手続

パソコンから申請をする場合は、市ホームページの検索窓に『23056』と入力してください。表示されたページから、手続を行いたいフォームを選択してください。

また、スマートフォンから申請する場合は、下記のQRコードを読み取ると、直接申請ページにアクセスできます。決済完了後1週間以内に鑑札・済票を郵送します。



犬の登録フォーム



済票交付フォーム

各種手数料

- ・犬の登録：3000円
再交付：1600円
- ・済票交付：550円
再交付：340円

・お支払い方法：クレジットカードのみ

※お急ぎの場合は窓口までお越しください。

電子申請について お問い合わせ窓口

南房総市
建設環境部
環境保全課

TEL：0470-33-1053
MAIL：kankyo@city.minamiboso.lg.jp
〒299-2492 南房総市富浦町青木28番地



市ホームページ

操作方法

所要時間 ①～③10分程度
④～⑥5分程度

マイクロチップが装着されている犬は、
環境省のサイト「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で登録してね！



Step1

1

「申請へ進む」を押し、メールアドレスを入力してください。メールアドレスを入力したらお使いの端末に入力フォームの通知が届きます。

2

届いたメールから入力フォームにアクセスし、注意事項を確認のうえ必要事項を入力してください。
※済票申請は動物病院で交付された済証を写真で添付してください。

Step2

3

入力内容を確認のうえ「送付」を押し、仮申請完了メールが届きます。※このメールには決済時に必要なパスワードが記載されていますので、決済が終了するまで削除せずに大切に保管してください。

4

市で入力内容を確認後、後日決済案内メールを送付します。
※開庁日に確認しますのでお時間がかかる場合があります。決済案内メールが届きましたら、7日以内に6の決済まで完了させてください。※期限内に手続きが完了しない場合は自動的に申請が取り消されます。



5

①「お支払い内容確定メール」から決済フォームにアクセスしてください。アクセスをしたらパスワード入力欄に3のパスワードを入力してください。
②仮申請の時に入力した内容に問題がなければ「お支払いに進む」を押ししてください。

6

支払いが確認出来たら1週間以内に鑑札・済票を郵送するよ！

必要事項を入力してください。決済方法はクレジットカード決済のみです。※PayPayなどは、ご利用できません。

